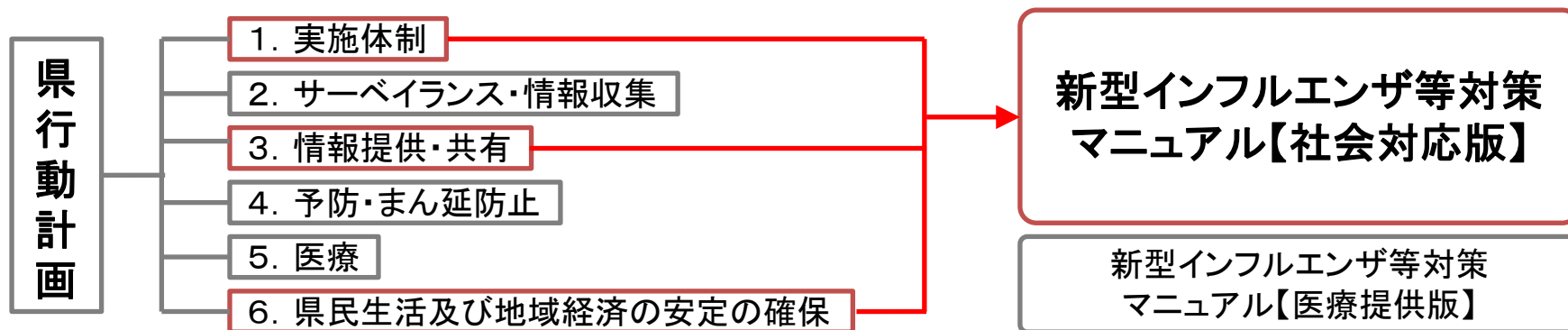


# 新型インフルエンザ等対策マニュアル【社会対応版】の基本的考え方

## マニュアルの位置付け

新型インフルエンザ等対策青森県行動計画に規定する対策の主要6項目のうち、「実施体制」、「情報提供・共有」及び「県民生活及び地域経済の安定の確保」について、具体的な内容・実施方法及びこれらを実施する部局を示すため、『新型インフルエンザ等対策マニュアル【社会提供版】』として改正した。



## マニュアルの構成

県行動計画の項目について、現マニュアルの構成を基本として、発生段階ごとに各部局等が実施すべき対策内容を記載した。

- 各機関等の役割  
県、市町村、医療機関、指定(地方)公共機関、(登録)事業者、県民 等
- 具体的な対策  
「実施体制」、「情報提供・共有」、「県民生活及び地域経済の安定の確保」の発生段階ごとの具体策

# 新型インフルエンザ等対策マニュアル【社会対応版】の対策一覧

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期・県内発生早期)	国内感染期 (県内感染期)	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生に備えて体制の整備を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生をできる限り遅らせる、早期発見に努める</li> <li>国内発生に備えての体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流行のピークを遅らせるための感染拡大防止策を実施</li> <li>患者に適切な医療を提供</li> <li>感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大防止策から被害軽減に変更</li> <li>住民の生活及び地域経済への影響を最小限に抑える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二波に備えた第一波の評価</li> <li>医療体制、社会経済活動の回復</li> </ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画等の作成(地方公共団体、指定(地方)公共機関)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県対策本部の設置(政府と同時)</li> <li>国の基本的対処方針及び青森県行動計画に基づく対処等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県対策本部の総合調整等</li> <li>政府現地対策本部等との連携等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・市町村の対策本部の総合調整等</li> <li>(国内感染の拡大に伴い)変更された基本的対処方針及び県行動計画に基づく対処等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(小康期に伴い)変更された基本的対処方針及び県行動計画に基づく対処</li> <li>患者発生への減少に伴う対策の見直し等</li> </ul>
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症や公衆衛生に関する情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外での発生状況情報提供</li> <li>県のコールセンター等の設置</li> <li>市町村へコールセンター等の設置要請等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他都道府県・市町村等との情報共有の強化、住民への情報発信の強化</li> <li>県のコールセンター等の体制の充実・強化</li> <li>市町村へコールセンター等の体制強化要請等</li> </ul>	(同左)	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供のあり方の見直し</li> <li>県のコールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ等</li> </ul>
県民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務計画等の作成等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定(地方)公共機関等の事業継続に向けた準備</li> <li>職場における感染予防策の準備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売惜しみが生じないように要請</li> <li>指定(地方)公共機関は業務の実施のための必要な措置を開始</li> <li>緊急物資の運送</li> <li>生活関連物資等の価格の安定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売惜しみが生じないように要請</li> <li>指定(地方)公共機関は業務計画に基づき業務を継続</li> <li>緊急物資の運送</li> <li>生活関連物資等の価格の安定</li> <li>物資の売渡しの要請、融資等</li> <li>要配慮者への生活支援等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の再開、緊急事態措置の縮小・中止等</li> </ul>

# 主な対策の概要《実施体制》

平時より新型インフルエンザ等対策に関する庁内の実施体制を整備し、新型インフルエンザ等発生時には、県対策本部及び県対策本部に置く各部を整備する。各部における総合調整等を円滑に行うため、各部局において部局マニュアル等の作成を行う。

実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 県対策本部の設置</li><li>○ 市町村対策本部の設置</li><li>○ 対策の評価・反映</li></ul>
関係機関に対する支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市町村に対する支援</li><li>○ 指定(地方)公共機関に対する支援</li></ul>
関係機関との連携体制の確立	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市町村、指定(地方)公共機関、自衛隊、消防機関等との連携</li><li>○ 近隣県等との連携</li></ul>
発生段階の移行・公表	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 海外発生期への移行 感染症法に基づく厚生労働大臣による公表</li><li>○ 国内発生早期(県内発生早期)への移行 国内(県内)における確定患者の発生</li><li>○ 国内感染期(県内感染期)への移行 感染経路が不明確な患者が一定数確認されるようになった時点</li><li>○ 小康期への移行 患者の発生が減少し、国の対策が小康期に移行した時点</li></ul>

# 主な対策の概要《情報提供・共有》

県民一人一人が適切に行動できるよう、発生前から、情報提供に努めるとともに、情報提供の内容、方法、表現等について、あらかじめ検討しておき、発生時には、迅速かつ正確な情報を提供する。

## 県

### 【情報提供体制の整備】

- 県対策本部と健康福祉部は一元的な情報提供を行うため、広報担当者を中心とした(情報提供の)部門を置く。青森県新型インフルエンザ医療協議会の委員等の医学・公衆衛生の専門家から意見を聴きながら情報提供を行うことも検討。
- 独居高齢者、障害者、外国人など受取手に配慮した情報提供。

### 【発生前】

- 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報などを県民に提供する。地域への感染拡大の起点となりやすい学校や職場での感染についての情報を適切に提供する。

### 【発生時】

- 記者会見・報道発表に際しては、国(又は政府対策本部)と情報を共有し、必要に応じてタイミングと内容を合せる。
- 個人情報の公表の範囲は、プライバシーの保護を十分に考慮。
- 県はコールセンター等を設置。県対策本部と関係部局はホームページ等により情報提供。

## (市町村)

### 【発生時】

- 地域内の発生状況、対策、交通機関の運行状況等の情報提供、生活相談を含む相談窓口の設置(コールセンター等)

## 国と県等との連携

- 県は発生前から国との間で互いの窓口となる担当者を複数名設定する。また市町村や指定地方公共機関との連絡体制等を整備。
- 県は専用ウェブサイト等を通じて医療関係者と直接情報を共有する。
  - ・ その他メールリストやFAXによる情報提供。

# 主な対策の概要《県民生活及び地域経済の安定の確保》

【事業者・職場】事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。

【個人、家庭、地域】個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。

【埋火葬の適切な実施】死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

事業者・職場	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業継続計画の策定<ul style="list-style-type: none"><li>・ 体制の検討、確立</li><li>・ 従業員に対する感染対策</li><li>・ 感染対策を講じながら業務を継続する方策の検討、実施</li></ul></li><li>○ 対象事業者の把握。</li></ul>
個人、家庭、地域	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 要援護者への支援(要援護者の把握、食料品等の提供)</li><li>○ 生活関連物資の適正流通(調査・監視、相談窓口の拡充)</li><li>○ 緊急物資の運送、物資の売渡しの要請</li></ul>
埋火葬の円滑な実施	<p>(未発生段階)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 県は、火葬能力・遺体安置可能数の調査を行い、市町村、近隣県等と情報共有。</li><li>○ 県は、遺体搬送・火葬の従事者の手袋・マスクや火葬場での消耗品等を確保できるよう準備。</li></ul> <p>(まん延段階)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 県は、市町村及び近隣県等を連携し、埋葬及び火葬について情報収集するとともに、広域的な火葬体制を確保。</li><li>○ 県は、市町村に対し、火葬場に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請。</li><li>○ 県は、遺体搬送・火葬の従事者の手袋・マスク、遺体搬送のための非透過性納体袋を確保。</li><li>○ 市町村は、火葬場の火葬能力を超えた場合、臨時遺体安置所において遺体を適切に保存。</li><li>○ 県は、火葬場の火葬能力が追い付かず、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要がある場合に、一時的な埋葬を考慮。</li><li>○ 墓地埋葬法における埋火葬の手続の特例が定められた場合には、市町村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を実施。</li></ul>